

1 日 時：令和6年1月31日（水）午前10時00分～午前10時30分

2 場 所：千葉市役所 XL301会議室

3 出席者：（委員）

中村 礼奈、國吉 浩二、野口 泰三、山崎 さなえ
（教育委員会職員）

秋幡 浩明 教育次長、川名 正雄 学校教育部長、長谷川 信 学事課長、
伊藤 淳 教育改革推進課長、八斗 孝之 教育指導課長、保田 裕介 教育支援課長、
酒井 隆夫 保健体育課長、細川 義文 教育センター所長
小谷 泰也 養護教育センター所長

（事務局）

高橋 泰雄 教育支援課主任指導主事

宮本 裕子 教育支援課指導主事

板垣 幸祐 教育支援課指導主事

4 議 題

（1）開会

（2）教育委員会挨拶

（3）報告

第2回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の議事録について

（4）協議

千葉市におけるいじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドライン（改定案）

（5）連絡

（6）閉会

5 議事の概要

（1）開会

保田教育支援課長の進行により開会。

（2）教育委員会挨拶

秋幡教育次長から挨拶。

（3）報告

事務局から、「第2回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」の議事について、資料をもとに説明をした。

事務局から、本市のいじめの問題に関する取組について、説明をした。

（4）協議

6 会議経過

（1）開会

（保田教育支援課長）

本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか？

（高橋主任指導主事）

おりません。

（保田教育支援課長）

本日は、大変お忙しいところ「第3回 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」に御出席いただきましてありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、秋幡教育次長より御挨拶申し上げます。

（2）教育委員会挨拶

（秋幡次長）

本日は、公務ご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

冬休みが明けてから、保護者または学校から「いじめ問題」そして「不登校」についての相談が、教育委員会にも数多く寄せられています。教育委員会といたしまして、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の三つの柱を中心に、法的な手続きに

即した対応ができるよう学校に助言して参ります。

さて、本日は、いじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドラインについての協議と、前回に引き続き、個別の事案についての検討が中心になります。改めて委員の皆様から御意見をいただき、精査を図って参りたいと考えております。どうぞ宜しくお願いいたします。

結びに、委員の皆様におかれましては公私ともに大変御多用なものと存じますが、本市のいじめ問題への取組の一層の強化が図られるよう、特段の御尽力をお願い申し上げます。

(3) 報告

(保田教育支援課長)

それでは、この後の議事進行につきましては、中村委員長よろしくお願いたします。

(中村委員長)

それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。

まず、「3 報告、(1) 第2回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の議事録について」、事務局よりお願いします。

(高橋主任指導主事)

それでは、まず資料3頁、「資料1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会議事録(議事要旨)」を御覧ください。第2回の会議では、今年度、本市で進めているいじめ問題に関する取組について、説明いたしました。教職員の各階層に応じたいじめに関する研修や、教育支援課指導主事が各学校を訪問して、いじめ防止対策推進法に基づいた対応等を啓発する、要請訪問を行っています。要請訪問は、1月末日で60校を超えております。

議事要旨につきましては、千葉市のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

(中村委員長)

「4 協議1 千葉市におけるいじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドラインについて」、事務局よりお願いします。

(高橋主任指導主事)

それでは、まず資料6頁、「千葉市におけるいじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドラインについて(改定案)」をご覧ください。

現在運用している、ガイドラインは、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会からの調査報告書の提出を受けて、教育委員会が公表資料を作成することになっております。つまり、現在のガイドラインは、いわゆる第三者的な役割を果たしている本委員会が、教育委員会の諮問を受け調査した事案のみ対象になっております。

しかし、いじめ重態事態の発生または疑いがあり、いじめ重態事態の調査主体が学校になった場合には、このガイドラインが適用されない状態になっています。そこで、本ガイドラインの改定案を提案させていただきます。学校主体で調査を進め、調査報告書が教育委員会に提出された際に、当該被害児童生徒・保護者が公表の意思を表した時を想定して、ガイドラインを改定したいと考えています。

具体として、ガイドライン4「学校主体の調査による調査報告書の公表の方法」を追加したいと考えております。そのことに伴いまして、3「公表」から3「市いじめ等の対策及び調査委員会の調査による調査報告書の公表の方法」と明記いたしました。こちらについては、「(1) 公表資料の作成、学校からの調査報告書が教育委員会に提出され、当該被害児童生徒・保護者が公表の意思を表したときは、調査報告書を市教育支援課ホームページへ、概ね6月間、掲載する」としました。

なお、公表する内容における個人情報の保護については、「3(1)に準ずる」とし、公にすることにより、一定の関係者により特定個人の識別が可能となる場合については、その部分は掲載しないこととしております。その他、必要な手続き等については、「3(4)～(7)に準ずる」とし、本委員会では、概要版を公表しますが、学校調査の際は、黒塗りにした状態で公表することを考えております。

提案は以上になります。委員の皆さん、ご協議をお願いいたします。

(中村委員長)

何か、質問や意見等がありますか。

(野口委員)

ガイドライン4項について、学校主体調査後に、第三者委員会に諮問がされた際、学校主体調査の報告書、第三者委員会の報告書のどちらも、公表するように読める。その場合、学校主体調査の報告書と第三者委員会の報告書に齟齬が生じる可能性があり得るにもかかわらず、学校主体調査の報告書を先行して公表することは、無用

な混乱を起こすことになるため、検討を要すると考えます。

(國吉委員)

学校主体調査と第三者委員会調査の報告書を同時に載せることで両報告書の違いや齟齬を指摘されてしまう状況は、本来の趣旨とは違う。そういった状況にならないような文言を入れるのが良いと考えます。

(中村委員長)

文言とは「調査委員会に諮問された場合には、この限りではない」などの文言を入れるということですか。

(國吉委員)

そうですね。

(中村委員長)

文言を入れる場合は、(2) 手続きの箇所に付記するということでしょうか。

(野口委員)

検討が必要だと思います。正確に示していかなければ疑義が生じ、これが無用な混乱になるので、検討が必要だと考えます。

(中村委員長)

他に御意見ありますか。

(山崎委員)

最終的な報告書の一つ公表することで、混乱は生じないと思うので、わかりやすい表現になるのが良いと考えます。

(中村委員長)

改定案については、最終版という趣旨を限定できるような文言を整えた上で、改めて、協議させていただくことにしたいと思います。委員の皆様、様々な視点からのご意見ありがとうございました。今日の段階では、採決は難しいので事務局が原案を再検討していただくということでもよろしいでしょうか。

(高橋主任指導主事)

かしこまりました。検討した上で再提案させていただき、委員の皆様に検討していただきます。ありがとうございました。

次に連絡をいたします。来年度、定例の会議につきましては、令和6年6月6日(木) 10:00 開会、令和6年10月10日(木) 10:00 開会、令和7年1月30日(木) 10:00 開会とさせていただきます。

この後、協議2に移ります。

(7) 協議

議題(7)に係る会議経過については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報(個人情報)が含まれているので表示していません。